韮崎市ふるさと納税「チョイスPay」加盟店募集要項

１　募集内容

韮崎市では、ふるさと納税の推進と地元特産品のPRを図ることを目的として、本市にふるさと納税をされた方に対して地元特産品（桃やぶどう、梨北米、ワイン等）をお礼品として進呈することに加え、市内の店舗や施設でお買い物やお食事などに利用していただき、実際に「来て・見て・触れて・体験する」ことで、本市の更なる魅力を体感していただける「チョイスPay（電子ポイント）」を導入し、地域の活性化を図ります。

そこで、本取組みにご参加いただける個人及び事業所（以下、「加盟店」という。）を募集します。

「チョイスPay」とは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通じて本市へ寄附があった場合に、市内の加盟店で役務（サービス）の提供や商品の購入の際にご利用いただける電子ポイントです。

２　加盟店応募要件

　　次の全ての要件に該当すること。ただし、全ての要件に該当しても市が加盟店として適当でないと認めた場合は、承認を取り消す場合があります。

1. 市内で生産、製造、加工されている商品、食事や体験等による役務の提供者
2. 市内に本社又は事業所を有する法人若しくは個人
3. 代表者及び加盟店に市税等の滞納がないこと。
4. 事業主（法人にあっては代表者）及び従業員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でない者

３　「チョイスPay」の有効期限及び使用対象商品等

1. 寄附者が本市へのふるさと納税により付与された電子ポイントの有効期間は、２年間とする。
2. 加盟店における役務の提供で、市が承認した宿泊料金、飲食料金、施設入館料、入浴施設料金、体験料金等の対価
3. 加盟店において販売している商品で、市が承認した商品の対価

４　「チョイスPay」の使用対象商品等の条件

1. 市内で生産、製造、加工等が行われているもの及び市内で提供される役務の提供のうち、市が承認したもの。
2. 使用対象商品等において各行政機関の許認可等が必要なものがある場合は、適法な手続きを完了していること。
3. 使用対象商品として市が承認した商品以外の商品を、同一店舗・施設で、販売・提供している場合には、チョイスPayの利用の可否を明確に表示すること。

５　加盟店のメリット

「チョイスPay」は、市内の加盟店で使用するため、対面での役務の提供や販売となることから、手続きが煩わしい・手続きが難しい・商品として発送できないことを理由にお礼品として提供を控えていた事業者（所）も参加が可能です。

６　加盟店への登録及び「チョイスPay」の使用対象商品等の承認手続き

1. 加盟店への登録及び「チョイスPay」の使用対象商品等の承認を希望する場合は、次に掲げる書類等を市長に提出し、申請するものとする。
2. 韮崎市ふるさと納税応援寄附金「チョイスPay」加盟店申込書
3. 事業所概要（様式任意、パンフレット等）
4. 見積書
5. その他、市長が必要と認めるもの
6. 市長は、前号の申請があった場合には、提出された書類を審査し、韮崎市ふるさと納税応援寄附金「チョイスPay」加盟店申込書中の市記載欄に、その結果を記載のうえ、当該申請書の写しを申請者宛てに通知するものとする。なお、加盟店への登録及び「チョイスPay」の使用対象商品等の承認は、この結果通知をもって行うものとする。

７　「チョイスPay」の種類　（1ポイント＝1円、寄附金額の3割以内）

|  |  |
| --- | --- |
| チョイスPay（ポイント） | 寄附額（円） |
| 1,500 | 　5,000 |
|  3,000 |  10,000 |
|  6,000 |  20,000 |
|  9,000 |  30,000 |
| 12,000 |  40,000 |
| 15,000 |  50,000 |
| 30,000 | 100,000 |

チョイスPay（ポイント）は、寄附者によるふるさと納税「ふるさとチョイスチョイスPay」を通じて行った寄附毎に、寄附者の未使用ポイントへ合算される。（チョイスPay（ポイント）の使用期限は、最終寄附日で更新される。）

８　「チョイスPay」の使用と流れ

　別紙、（株）トラストバンク「ふるさとチョイスチョイスPay事業者向け説明会」資料参照

９　加盟店への応募申込期間

　加盟店への応募申込は、随時応募可能とする。

10　個人情報の保護

* 1. 加盟店は、この事業による業務を遂行するため、寄附者の個人情報について厳重に取扱うとともに「韮崎市個人情報保護条例」及び関係法令等を順守すること。なお、加盟店でなくなった場合も同様とする。
	2. 加盟店は、ＰＲ用ダイレクトメール発送等の二次利用は行わないこと。ただし、加

盟店がチョイスPayの利用者から独自に入手した個人情報は対象外とする。

11　報告義務

1. 「チョイスPay」の使用対象が変更・中止・終了など、提供できない恐れが生じたとき。
2. 「チョイスPay」の使用対象商品等に対するチョイスPayの利用者からの苦情等に対し、加盟店は、速やかにその事実と状況を確認するとともに、真摯にその事態の解決に対応すること。なお、苦情内容とその対処については、遅延なく市長へ書面をもって報告すること。

12　承認の解除等

1. 加盟店、又は「チョイスPay」の使用対象商品等が本事業にふさわしくないと市長が認めた場合、若しくは市税等を滞納した場合には、市長は「チョイスPay」の使用対象商品等に係る承認を取消すことができる。
2. 地方税法の改正等により、ふるさと納税制度が変更又は廃止となった場合には、本事業は中止となる場合がある。

13　問い合わせ及び申込書提出先

　　〒407-8501

　　韮崎市水神一丁目3番1号

韮崎市　デジタル戦略課　地域戦略担当（ふるさと納税窓口）

電話 ： 0551-22-1990（直通）　 FAX：0551-22-8479

　　Mail ： furusato@city.nirasaki.lg.jp